

平成 31 年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 31 年度に八王子市立小学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(採択の権限)

第 2 条 教科書を採択する権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定により、教育委員会に属する。

(採択の時期)

第 3 条 教科書の採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号）第 14 条の定めるところによる。

(採択の基本方針)

第 4 条 文部科学省が作成した「小学校用教科書目録（平成 31 年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択するものとする。

(採択の方法)

第 5 条 教科書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づく東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。

2 教育委員会は、八王子市立小学校において使用する教科書を種目（教科書の教科ごとに分類された単位）ごとに 1 種採択する。ただし、特別支援学級用教科書はこの限りではない。

3 採択にあたっては、公正かつ適正な採択を実施するものとする。

4 教科書については、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないこと及び平成 30 年 3 月 30 日付文部科学省通知「平成 31 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、平成 26 年度採択に使用した小学校用教科書選定資料等により採択を行うものとする。

5 前項の規定により、選定資料等は平成 26 年度採択に使用したのものを使うことから、教科用図書選定資料作成委員会及び教科別調査部会は設置しないものとする。

（採択する教科書）

第 6 条 採択する教科書は、下表の 9 教科に対応する 11 種目とする。

教 科	種 目
国 語	国 語
	書 写
社 会	社 会
	地 図
算 数	算 数
理 科	理 科
生 活	生 活
音 楽	音 楽
図画工作	図画工作
家 庭	家 庭
体 育	保 健

（調査の観点）

第 7 条 教科書の採択は、次に示す調査の観点に基づき実施するものとする。

- （1） 内容の選択
- （2） 構成及び分量
- （3） 表記及び表現
- （4） 使用上の便宜
- （5） 総合所見

（教科書の市民への周知）

第 8 条 教育委員会は、教科書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧場所、時間等の周知に努める。

(庶務)

第9条 教科書採択に関する庶務は、学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月23日から施行する。